

岩手県農業経営相談所コーディネーター業務規程

(目的)

第1 この規定は、岩手県農業経営相談所設置要綱第4の規程に基づき、コーディネーターの設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(コーディネーターの設置)

第2 農業経営相談所(以下「相談所」という。)では、1名のコーディネーターを設置する。

(コーディネーターの業務)

第3 コーディネーターの業務は次のとおりとする。

- ① 重点指導農業者等の経営分析・診断に関すること。
- ② 戦略会議への提案(経営戦略(見直し含む)、支援チームに編入する専門家候補等)に関すること。

なお、コーディネーターが中小企業診断士の場合に限り、支援チームによる伴走型支援の過程において、課題解決のために新たな専門家が必要となった場合、戦略会議に諮ることなく、適宜支援チームに編入することができるものとする。ただし、戦略会議には、必ず事後報告するものとする。

- ③ 重点指導農業者の相談カルテによる経営戦略の進行管理及び経営戦略の実行に向けた助言・指導に関すること。
- ④ 相談所に登録された専門家との連絡・調整に関すること。
- ⑤ 相談所の運営方針及び事務局活動に対する指導・助言に関すること。

(コーディネーターの選任)

第4 コーディネーターは、第3の業務をすべて確実に実施できる者について、農業経営に関する十分な知識と経験を有した者から相談所の所長が選任する。

(コーディネーターの選任解除)

第5 コーディネーターが次に掲げる事項のいずれか一の行為を行った場合、相談所の所長の判断により、即時に選任を解除するものとする。

- (1) 業務上知り得た担い手等の秘密を第三者へ漏らした場合
- (2) 相談所の運営、事業等に関して知り得た情報について、相談所の同意を得ずに第三者へ提供した場合
- (3) 相談所又は本事業の信用を著しく損なうような行為を行った場合
- (4) 反社会勢力との付き合い、又はその関係が疑われるような行為を行った場合
- (5) 担い手等に対し、相談所の同意を得ずに、自らの営業行為を行った場合

(6) 相談所の同意を得ずに、直接担い手等と訪問日や指導計画の調整を行った場合

(コーディネーターへの謝金及び旅費)

第6 コーディネーターへの謝金及び旅費は次のとおりとする。

- (1) 謝金、別紙1により支払うものとする。
- (2) 旅費は、岩手県の旅費支給基準「一般職員の旅費に関する条例」により支払うものとし、農業革新支援担当が算定して相談所に報告する。
- (3) 謝金及び旅費は、1月単位で集計を行い、所定の期日に口座に振り込むものとする。

(その他)

第7 この規程に定めるもののほか、コーディネーターの業務に関して必要な事項は所長が別に定める。

別表1

[コーディネーター謝金]

日 額	時間単価
16,100円	8,000円/時間

※時間単価を適用する時間は2時間未満とし、それ以上の場合は原則として日額を適用する。

附 則

この規程は、令和元年5月16日から施行する。

この規程は、令和2年4月27日から施行する。